

生活習慣病等予防普及啓発事業業務委託仕様書

1 業務の目的

県民に、かごしま健康イエローカードキャンペーン強化月間(10月)を契機に生活習慣病の発症・重症化予防の重要性を再認識し、現在の生活習慣を見直し、改善に向けた行動変容を促す。

また、循環器病のうち、心疾患、脳血管疾患、大動脈瘤及び解離による死亡が、県内における死因の約4分の1を占めており、全国に比べて死亡原因に占める循環器病の割合が高くなっている。このことから、県民の循環器病の発症予防や重症化予防に対する理解の促進を図る。

県民の生活習慣病の予防と循環器病を予防するための啓発動画を製作する。

2 履行期限

令和6年11月29日(金)

3 業務の内容

かごしま健康イエローカードキャンペーン強化月間(10月)における生活習慣病予防啓発のための広告を企画し、実施する。

世界脳卒中デー(10月29日)に併せて循環器病予防の普及啓発を図る。

(1) 広告内容の企画・作成及び実施

下記の項目について、共通のキャッチコピーを考案し、それを活用し広告展開を行うこと。

ア 電波媒体(テレビ及びラジオ(テレビCM・ラジオCMを含む。))

イ その他、効果的と認められる広報媒体等を活用した普及啓発(無料告知を含む。)

(2) 広告に係る調整

(3) その他

ア 啓発対象

(ア) メタボリックシンドローム予防対策事業

メタボリックシンドロームが強く疑われる人、あるいは、その予備群と考えられる人は、男女とも40歳以上から増加し、男性では50歳以上で約半数、女性も60歳以上で5人に1人という割合に達している。

そこで、40~50歳代の働く世代を対象とし、健康づくりを前向きに取り組むきっかけを作る。

テーマ：野菜摂取量

(イ) 循環器病予防普及啓発事業

10~20代の若い世代が、循環器病の知識、予防方法を学ぶことにより、その親世代(30~50代)への波及効果を狙う。

テーマ：「FAST」(Face(顔), Arm(腕), Speech(言葉), Time(発症時間))

イ 広告期間は(3)ア(ア)については、10月1日から同月31日まで、(3)ア(イ)については、10月1日から10月29日とする。

ウ 詳細については県と打ち合わせを行うこと。

4 成果品の納品

(1) 成果品

ア 動画等

(ア) 放送内容等の動画を収録したDVD 2枚及び電子データ

(イ) イオンモール鹿児島デジタルサイネージ「わが街NAVI」用データ

※ 対応形式：静止画（jpg, png, svg, pdf）動画（mp4）

イ その他業務の成果品 一式

ウ 実績報告書（委託事業で実施した内容をまとめた報告書）

(ア) 紙媒体（A4判・カラー） 2部

(イ) 電子データ（PDF形式） 一式

(2) 納品

ア 場所

鹿児島県保健福祉部健康増進課健康増進栄養係

イ 期限

令和6年11月29日（金）

5 その他

(1) 受託者は、県と密に連携を図りながら事業実施に取り組むこと。

(2) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者で協議の上、決定する。

(3) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引渡し時に県へ無償で譲渡すること。

(4) 県は、成果物が著作物に該当する場合又は該当しない場合にかかわらず、当該成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができる。

(5) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、県が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また、県は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

(6) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保障し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(7) 業務で取得した写真、映像データについての著作権は県に帰属し、そのデータ等は、CD-R等で県に提出する。

(8) 本受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、県の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。